今月の窓

農村地域の活性化と新しい協同の“かたち”

農村地域の活性化のために何が求められているかについて考えてみたい。

まず，あらためて1960年，80年，05年にわたる農家数の推移をみてみると，専業農家は208万戸→62万戸→44万戸，第１種兼業は204万戸→100万戸→31万戸，第２種兼業は191万戸→304万戸→120万戸と変遷している。また，05年の土地持ち非農家は110万戸である。この間に第１種兼業から第２種兼業へ，さらに土地持ち非農家へとシフトしてきたことがよく分かる。なお，専業農家のうち約半数は高齢専業農家と見込まれる。また，農業生産法人は約9,500法人あり，うち半数は「一戸一法人」で専業農家と重複している。この延長線上に農村の将来像を思い描けば，“多数の第２種兼業農家，土地持ち非農家のなかに少数の専業農家と農業生産法人が存在する”姿が浮かんでくる。

今後，高齢の農業者がリタイアするに伴い，農業経営の委譲や農作業の委託が大量に出てくることは間違いない。しかし，大規模経営農業者のなかには受託拡大の限界を語る者も少なくない。耕地の分散，農作業の集中という問題に加えて，受託する地域の範囲が信頼関係のもてる集落内に自ずと限定されるケースも多く，そのため，このままでは委託と受託の需給が折り合わない地域が増える懸念がある。

また，大規模経営農業者の話によれば，「地域のなかに兼業農家，休日農家，小規模農家などが存在しないと地域の農業はもたない」という。地域の自然のなかで生産の基盤を維持しなければならない農業においては，畦畔，農道，水路などの維持管理のためにも，地域の農業者同士の連携・共同が不可欠であり，そのためには多様な農業者が存在し，相互に役割を分担し合う新しい協同の“かたち”を創り出すことが大切である。集落営農や中山間地域直接支払制度が農村地域に受け入れられてきたのは，これらの取組みが地域のニーズに合致していたからである。

農村地域の活性化について考えるにあたって大切なことは，今の農村では混住化と兼業化が深化しているという事実の認識である。農家の家計をみても，水田作農家の総所得に占める農業所得の割合は８％，農外所得が50％，年金等が42％である。農業所得を多少上乗せしただけでは跡継ぎを増やすこともできないし，農村を活性化することもできない。今の農村に一番必要なことは雇用の創出である。また，過疎化・高齢化の著しく進んだ地域では生活・福祉支援である。

雇用の創出や生活・福祉支援に関連して民主党政権下の来年度概算要求では，①農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開，新産業創出を支援するために「６次産業創出総合対策」138億円，②集落機能を維持・再生する活動(介護，配食サービス，グリーンツーリズムなど)を行うＮＰＯ法人，会社等を支援するために「農山漁村コミュニティ維持・再生事業」26億円，③中山間地域における農業生産条件の不利を補正，農業者を支援するために「中山間地域等直接支払交付金」266億円を計上している。

戸別農家の所得を直接支えることも必要なことであるが，農村を真に活性化するためには地域ぐるみで地域農業や雇用創出や生活・福祉支援に取り組むことが不可欠であり，ここにも政策の力点をもっと置いても良い。そのような取組みのなかから地域コミュニティの新しい“かたち”が生まれてくることを切望せずにはいられない。

（(株)農林中金総合研究所　常務取締役　鈴木利徳・すずきとしのり**）**